

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第41号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第3の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例別表第3の(3)ただし書の規定により、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる期間は、<u>令和12年3月31日</u>までとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例別表第3の(4)ただし書の規定により、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、<u>令和12年3月31日</u>までとする。</p>	<p>(条例別表第3の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例別表第3の(3)ただし書の規定により、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる期間は、<u>令和7年3月31日</u>までとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例別表第3の(4)ただし書の規定により、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、<u>令和7年3月31日</u>までとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。